

給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和五年三月三十一日

徳島県人事委員会委員長

森

俊 明

給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則

給料等の支給に関する規則（規則六 五）の一部を次のように改正する。

第二十八条第一項第一号中「百分の百二十五」を「百分の百二十」に、「百分の二百十」を「百分の二百」に、「百分の百四十九」を「百分の百四十四」に、「百分の二百五十」を「百分の二百四十」に改め、同項第二号中「百分の百十三・五」を「百分の百八・五」に、「百分の百二十五」を「百分の百二十」に、「百分の百三十四・五」を「百分の百二十九・五」に、「百分の百四十九」を「百分の百四十四」に改め、同項第三号中「百分の百二」を「百分の九十七」に、「百分の百二十二」を「百分の百十七」に改め、同項第四号中「百分の九十三・五」を「百分の八十八・五」に、「百分の百十二・五」を「百分の百七・五」に改める。

第二十八条の二第一項中「百分の五十」を「百分の四十七・五」に、「百分の六十」を「百分の五十七・五」に改める。

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。